

令和7年度
社会福祉法人ニセコ福祉会
事業計画書

社会福祉法人ニセコ福祉会
特別養護老人ホームニセコハイツ
ニセコ町デイサービスセンター
ニセコ福祉会居宅介護支援事業所
ぐる〜ぷほ〜む きら里

社会福祉法人ニセコ福祉会

【法人理念】

ニセコ福祉会は、地域に暮らす誰もが、笑顔と安らぎの中でいつまでも自分らしい生活が続けられるよう、質の高いサービスを総合的に提供し支援します。

【基本方針】

- 1 法令遵守を基本とした法人経営を行います。
- 2 看取り中心とした利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供します。
- 3 新たな福祉事業の推進と福祉課題への積極的な取り組みを行います。
- 4 効率的な運営による安定経営体制を構築します。
- 5 人材育成と組織能力を高め、質の高いサービスを提供します。
- 6 地域貢献活動に取組み、地域へ支援・貢献を実施提供致します。

【職員心得】

- 1 笑顔を心がけ、明るく思いやりのある態度で接します。
- 2 職員全員がお互いの信頼と協力のもと、サービスを提供します。
- 3 安心と満足を与えられる職員を目指します。

ニセコ福祉社会事業計画

1 基本方針

利用者及び職員が生き生き安心して生活できるように、社会福祉法人ニセコ福祉会が定めている「法人理念」、「基本方針」並びに「職員心得」を遵守し、豊かな明るく楽しい施設作りを目指します。

2 基本計画

(1) 経営基盤の安定強化

安定した介護報酬の確保に努めると共に、有利な助成事業等を活用し、経費の圧縮に努め経営基盤の強化を図ります。

(2) 職員の資質向上

老人福祉施設協議会等が主催する各種研修に参加し、また内部研修を実施し、専門職としての資質を高め、サービスの向上に努めます。

(3) 地域連携と社会貢献

地域の公益的な取組として、福祉会の持つ介護技術を町内や広域で開催される研修会等を通じ普及に努めるとともに、高齢者や身体に障害を持つ方に介護支援を行うなど社会貢献と介護活動の普及を図ります。

(4) 人材の確保と外国人労働者の受入

看護職員や介護職員が不足している現状を改善するため、積極的に高校訪問を実施し新卒者の採用や、子育て等により、資格はありながらも施設等に勤務していない人材の掘り起こしをします。

特別養護老人ホームニセコハイツ事業計画

1 基本方針

利用者が安心して生活できるように、全職員が「人間尊厳」の基本精神を徹底するなかから、福祉の原点である「共に生きる」姿勢の実現を目指すことを基本として、利用者、家族、職員が一体となり、家族的で人間関係の豊かな明るく楽しい施設作りを目指します。

2 基本計画

(1) 安全・安心なサービスの提供

ヒヤリハットの分析を活かした事故防止を行うと共に、身体拘束ゼロの取り組みを積極的に進めます。

(2) 家族交流

家族と接する機会が少ない入居者に対して、家族との絆が薄れていかないう、家族会や地域訪問など積極的に行っていきます。

(3) 安全と環境保全

明るく快適な施設環境を提供する為、施設内外の保全に努めると共に環境の充実に努めます。また、火災などから入居者を守る為の避難訓練の実施、災害に備えて非常食の整備を行い安全な施設作りに努めます。

3 介護計画

利用者一人一人の思いに寄り添い、本人の出来る事が少しでも長く継続して頂けるよう援助いたします。

施設での生活が安心して穏やかな場所である為に、その方に応じた適切な介護サービスを専門的な知識と技術を持って提供いたします。

介護職員同士や他職種との連携を密にし、より良い介護サービスの提供に取り組んでまいります。感染症流行により、家族との交流や外出ができない事が多い為、利用者が少しでも楽しんで頂けるよう、施設内行事を計画してまいります。ICT 化に伴い介護ロボットを導入しサービスの向上に努めます。

(1) おいしく食事ができるケアの提供

利用者の嗜好や状況に応じて、必要な栄養をおいしく、楽しく、安全に摂っていただけるケアを提供します。

「おいしく食べていただく」ことをモットーに、食事の時間を大切にし、援助の方法、食材形状等をはじめ、姿勢や椅子、テーブルの高さ等の環境にも配慮したケアを他職種とも連携した中で提供します。

誤嚥を予防するため、食事前にパタカラ体操を行い、常に利用者の状況を把握し、形状や嚥下補助剤等の検討を行い安全に安心して食べていただけるケアを提供します。

脱水や低栄養を予防するため、嗜好や健康状態に合わせた飲み物や栄養のバランスを考えた食事を提供し、必要な量を安全に確実に摂取していただけるケアを提供します。

「嚙む」「飲み込む」等の機能が維持でき、できるだけ長い期間自分で口から食事ができる生活を支えるケアを提供します。

看取り介護の対象となった利用者が、最期まで食べたいものや食べられるものを栄養係、看護係と調整し提供します。

(2) 気持ちよく入浴できるケアの提供

利用者の体調や状況に応じて、安全で、気持ちよい入浴をしていただくことで清潔な身体が維持でき、気分よく過ごせる生活を支えるケアを提供します。

「気持ちよくお風呂に入ってください」ことをモットーに、入浴介助の方法や安全に配慮した浴室、脱衣室等の環境づくりを他職種とも連携した中で提供します。

安全に入ってくださいのために、看護職とともに健康状態を確認し、身体状況や本人の希望に沿った入浴形態や介助方法を考慮したケアを提供します。

気持ちよく入ってくださいのために、入浴剤や洗剤の検討、浴室等の温度

調整やプライバシーに配慮したケアを提供します。

入浴時の利用者の動きや、皮膚の状態から、身体機能や健康状態の把握に努め、清潔で健康な日常を送れるようにケアを提供します。

看取り介護の対象となった利用者が、最期まで清潔を保持できるよう体調に考慮し、入浴や清拭を提供します。

(3) 気持ちよく排泄できるケアの提供

利用者の体調や状況に応じて、適切な介助の方法や物品を選択することで気持ちよく排泄ができ、排泄リズムを整えることで、健康で落ち着いた生活を送れるようにケアを提供します。

「気持ちよくすっきり排泄していただく」をモットーに、排泄介助の方法や必要物品の準備、トイレ等の環境や安全、プライバシーに配慮したケアを提供します。

夜間帯、又は日中に居室内でポータブルトイレを使用する利用者には自動で排泄物を処理できるポータブルトイレを使用して頂きご本人様、同室者共に不快なく過ごせる空間を提供します。

利用者の身体機能をアセスメントし、可能な限り座位が取れ自然な排泄ができるようにすると共に、便秘等は他職種とも連携し体調管理に必要なケアを提供します。

失禁による気持ち悪さや失敗による羞恥心に配慮し速やかに対応します。

尿汚染による皮膚トラブル（ただれ、褥瘡）や、便秘、排尿トラブルで不快な思いや病気にならないように排泄の確認をし、元気で気分よい毎日が送れるようにケアを提供します。

(4) 安楽な体位と環境整備

利用者の今までの生活、暮らしを考慮し、また体調や状況に応じて、安全で快適な日常を送れるようなケアを施設全体で提供します。

「安心して穏やかに過ごしていただく」をモットーに、生活空間やプライバシーに配慮した居住環境を整え、安心・安全で楽しく暮らせる人間関係が築けるよう、各職種と連携、協力し、利用者や家族が安心し、心穏やかに、豊かな日常を送れるようなケアを提供します。

見守りカメラの導入により居室内やベッド上での様子を把握することで早期に危険を察知し安心して過ごせる環境づくりを行います。

臥床時間の長い利用者に対し、褥瘡を作らないよう定期的な体位変換と、クッション等を用いて安楽保持に努めます。

(5) 利用者に安心していただけるケアの提供

介護職員の資質の向上を目的とし、委員を選出し利用者に提供するケアの向上を目指します。

事故対策検討委員・身体拘束適正化検討委員・虐待防止検討委員会・安全衛生委員・感染委員・レク委員・研修委員は各会議で決まった事を全職員に周知し、統一した意識の共有化を図ります。

ケア向上の為の外部研修に積極的に参加し、知り得た情報を会議などで発表し、知識の共有に努めます。

又、インターネットを利用したWEB研修を、年間を通して実施します。

4 看護計画

利用者の生活を維持するための健康管理と生活環境の整備、身体・精神的状況を総合的に把握し早期介入していきます。疾病に対しては速やかな医師への報告といずれかは訪れる最期の時を利用者・ご家族が穏やかでいられるよう、介護職と連携して安全で安心して過ごせる看護を提供します。

(1) 健康管理を行い、状態変化時には速やかに対応します。

① 皮膚の健康維持に努めます

高齢者の皮膚の変化の特徴を理解し、乾燥や皮膚の脆弱に対しての対応と褥瘡予防に努めます。

② 誤嚥性肺炎を予防します

誤嚥性肺炎を予防するために口腔内を清潔に保ち、食事摂取時の姿勢、食形態、嚥下状態のアセスメントと評価を行い、歯科医師・歯科衛生士・介護職・管理栄養士・調理員と連携し、口から食べる楽しみを維持できるように支援します。

③ 身体機能低下を緩徐にするケアを行います

今ある機能を維持するために、生活リハビリを取り入れ、身体機能低下を防いで自立した生活が続けられるように支援します。

(2) 感染予防を行い、利用者が安心して過ごせる生活の場を提供します

標準予防策に基づいた感染予防対策を行っていきます。

感染発生時には感染拡大防止、感染者への対応等「感染対応マニュアル」に沿って速やかに対応していきます。

(3) 日常生活の中で起こる危険性を察知して、安全な環境を提供します。

見守りカメラを活用して介護職と情報共有しながら転倒・転落予防と誤嚥などの事故を予防し安全に過ごせる環境の提供とケアを行います。

(4) 最期までその人らしい看取り介護を行います

「特別養護老人ホームニセコハイツ看取り介護指針」に沿って、苦痛を緩和しながら最後まで尊厳ある生活が送れるようにします。またご家族へや細やかな説明と配慮を行い、医師・介護職と連携し看取り介護を提供します。

5 給食計画

介護老人福祉施設の給食は、利用者の経歴、食習慣、嗜好面に個人差が大きいことの他に、疾患、老化に伴う種々の現象も考慮することが必要になるため、栄養ケアマネジメントを実施し、利用者ごとに個別の栄養ケア計画を立て、定期的にモニタリングを行い、多職種と共同し、できるだけ口からの食事摂取が維持できるよう努めます。

また、食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、献立に反映させ、安全かつ喜んで頂けるメニューの提供に努め、利用者の健康管理を行っていきます。

(1) 栄養マネジメントの実施

利用者1人1人の状態を把握し、課題を早急に見つけ、他職種と共同し、施設ケアプランに基づき、栄養ケアを実践していきます。また評価、判定も定期的に行います。

(2) 給食管理

年中の行事を取り入れることによって食事に対する楽しみを持っていただけるよう努めます。

(3) 調理形態の考慮

利用者にとって食事は大きな楽しみであるので、嗜好や年中の行事を取り入れるなどの工夫を行い、栄養の確保に努めます。

また、利用者の体力や運動能力、消化・吸収力の低下、咀嚼・嚥下困難等、利用者個人に合わせた調理形態を考慮した食事を提供することは給食従事者の責任であるので、委託業者の企業理念を尊重し、共に協力して安心安全な食事提供を目指します。将来的な食事提供についても情報の共有と、提供方法を検討します。

(4) 食中毒の防止

安全な食事を提供することは給食従事者の責任であるので、管理栄養士を中心に業務内容の改善を日々行い、調理員も含めて食中毒防止に対する意識の高揚に努めます。また、清潔・迅速を常に考え、衛生的に仕事を進めるよう注意を払っていきます。

○令和7年度 ニセコハイツ年間行事計画

月	行 事 内 容
4 月	開設記念日
5 月	母の日 お花見ドライブ
6 月	父の日 避難訓練 ニセコ小学校運動会練習見学
7 月	野外昼食会 家族交流会
8 月	七夕納涼花火大会 盂蘭盆
9 月	敬老会 十五夜・収穫祭 縁日 秋季法要 ワックスがけ
10 月	紅葉ドライブ 避難訓練 家族交流会
11 月	縁日祭
12 月	クリスマス会 忘年会
1 月	元旦 新年会
2 月	節分 バレンタインデー
3 月	雛祭り 春季法要 ホワイトデー
その他	あそぶっくの会、お楽しみ会、だんらん

○令和7年度 内部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
4 月	利用者のプライバシー保護に関する研修	全職員
5 月	倫理及び法令遵守に関する研修	全職員
6 月	ハラスメント防止研修	全職員
7 月	感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する研修	全職員
8 月	事故の発生予防又はその再発防止に関する研修及び事故の発生等緊急時の対応に関する研修	直接処遇職員
9 月	身体的拘束等の排除及び高齢者虐待防止に関する研修	全職員
1 0 月	業務継続計画（BCP）に関する研修	全職員
1 1 月	認知症に関する研修	直接処遇職員
1 2 月	医療に関する研修	直接処遇職員
1 月	ターミナルケアに関する研修	直接処遇職員
2 月	精神的ケアに関する研修	直接処遇職員
3 月	非常災害時の研修	全職員
毎月	腰痛予防ヨガ体操	全職員
随時	感染症予防・外部研修発表	全職員
その他	BCP 感染症訓練（手洗い、吐物処理）	全職員

※WEB研修 お茶の水ケアサービス学院使用

○令和7年度 外部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
未定	認知症基礎研修 認知症介護実践者研修 高齢者虐待防止研修 介護福祉士実習指導者講習会 老人福祉施設協議会主催研修 認知症基礎研修	介護職員

○令和7年度 防災訓練計画

月	区分	内容	備考
5月	防災訓練	風雪水害による停電想定	
6月	避難訓練 消火訓練	夜間想定訓練 消火器使用訓練	消防署依頼
10月	避難訓練 消火訓練	日中想定火災訓練 (地震後の火災想定) 消火器使用訓練	消防署依頼

ニセコ町デイサービスセンター通所介護事業所 事業計画

1 基本方針

今後ますます高まるデイサービス機能の充実に向けて、利用者本位のサービスを基本とし、利用される方々の人格を尊重しながら、出来る限り自立した生活を送ることが出来るよう有意義な利用サービスの提供に努めていきます。

- (1) 利用される方が要支援、要介護状態になった場合に、可能な限り住み慣れたご自宅で自立した生活を営むことが出来るよう心身の維持向上や生活習慣の自立支援を行いと共に、社会的孤立の解消や心身機能の健康維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努

めます。（利用者が主体となるサービスの提供）

- (3) 地域との結びつきや交流を大切にし、地域に出向く外出機会を作ります。
また、町・福祉関係者・利用者及び家族との連携に努めます。

2 基本計画

(1) 介護保険事業（介護給付、日常生活支援総合事業）

① 生活相談（相談援助等）

利用者の健康状態及び家庭での生活状況等の把握に努め、利用される方やその家族が気軽に相談できる体制作りに努め、信頼される相談業務を行ないます。

② 機能訓練（日常動作訓練）

利用者の身体状況に合わせた訓練を基本とし、レクリエーション的メニューで楽しく参加できる雰囲気作りに努め、日替わり運動メニューでリハビリの充実を図り、利用される方の身体機能の低下の予防と自立的意欲を促します。

また、町保健福祉課や包括支援センターと協力し、訪問リハビリによるリハビリテーション専門職からの専門的指導を受け、個別メニューを作成、定期的に評価することで、個別のリハビリの充実を図ります。

(2) 生きがい活動支援通所事業（受託事業）

- ① 自宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練、趣味活動、食事、入浴等のニーズに応じた生きがい活動を支援します。
- ② 介護予防を推進して簡単な筋力トレーニングの指導や、必要に応じて栄養指導等を行い、自立した生活が継続できるよう支援します。
- ③ 外出支援サービス事業として、利用者の自宅とデイサービスセンター間を送迎し、定期的な外出機会を作り、デイサービスセンターでの交流を推進します。

(3) 介護サービス

① 送 迎

利用者の自宅からデイサービスセンターまでの交通安全に努め、乗車中、乗降中の安全確保に万全を期します。

② 入 浴

利用者の身体状況及び希望に沿った入浴方法（一般入浴、座面浴、車椅子浴、個浴等）で支援するとともに、健康状態に十分留意し、安全且つゆったりした入浴ができるよう努めます。

③ 食 事

利用者の嗜好及び栄養のバランスに配慮した献立づくりに努めます。利用者の状況に応じて、アレルギー対応や食事形態の等の配慮を行う。また、季節毎に四季折々が感じられる食事を提供し、楽しく食事が出来るように努めます。

④ 健康状態の確認

利用時には、血圧測定、検温、問診を行い、利用者の健康状態を把握し、状況に応じた処置、健康指導を実施すると共に、必要に応じて、病院や家族へ連絡し、適切な対応を行なうなど、利用者の健康管理に努めます。

⑤ 排 泄

利用されている時はもちろん、自宅での状況把握にも努め、必要時には適切な方法の助言、オムツやパット等の用品に関する相談に応じ、快適な生活を送ることが出来るよう支援します。

⑥ 口腔ケア

昼食前の口腔体操や、食後のお茶の提供で口腔機能の維持向上や誤嚥性肺炎の予防の一助となるよう支援します。要望に応じて、歯磨きの方法や用具の相談に対応し、口腔内の清潔を保てる支援を行います。実践を通して口腔内の健康が保てる支援を行います。

⑦ 自立支援

利用時に介助が必要な状況においては、出来る限り自分で行っていただけるように環境や用具を創意工夫するなどし、必要最低限の介助を心掛け、自尊心への配慮と残存機能の維持、向上に努めます。

3 今年度の重点課題

(1) 個別活動プログラムの充実

利用者それぞれの自立した生活が送れるように、デイサービスで有意義な時間を過ごすことができるように、利用者個々の有する能力や、興味、関心に応じた活動の提案ができるよう、活動内容の充実を図ります。また、自分で活動が選択できるようになるための支援に努めます。

(2) 認知症ケアの充実

① 知識の向上

認知症の利用者が増えているため、認知症への理解を深め、より良いサービスが提供できるように、研修を行います。特に、レビー小体型認知症への理解を深めていきます。

② 個別ケアの充実

認知症について十分に理解し、かつ利用者ごとの個別性に配慮した適

切なケアが実施できるよう努めます。

③ 接遇マナーの向上

安心してデイサービスで過ごせるように、職員の言動・行動が利用者に不快感を与えないよう、介護接遇マナーの向上に努めます。

(3) 地域の文化や活動とのつながりを大切にする

ボランティア活動の受け入れや、外出機会を通して、地域の文化に触れ、地域活動と交流する機会の充実に努めます。

(4) 地域貢献事業への取り組み

地域に貢献できる活動を模索し、利用者の励みや生きがいとなる活動を積極的に取り入れていきます。デイサービスの活動を地域に発信し、広い周知と認知度向上に努めます。

(5) 関係機関との連携や協同

ニセコ町地域包括支援センターを始め、ニセコ町内の福祉関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムのデイサービスセンターとしての在り方や役割について検討していけるよう努めていきます。

○令和7度 デイサービスセンター年間行事計画

月	行 事 内 容
4 月	スポーツ週間 季節の料理活動
5 月	お花見ドライブ 季節の料理活動
6 月	開設記念週間 園芸 季節の料理活動
7 月	七夕飾り作り かかし作り 園芸
8 月	盆踊り週間 園芸 あそぶっく展示コーナー出展
9 月	秋祭り・敬老週間 園芸
10 月	紅葉ドライブ 園芸 文化祭出展用ポスター製作
11 月	秋の大運動会 ニセコ町文化祭見学
12 月	クリスマス週間 しめ縄飾り作り 鏡餅作り
1 月	お正月週間
2 月	節分週間 ニセコ高校卒業生へのコサージュ作り
3 月	ひな祭り 幼児センター入園お祝いポスター作り

毎月実施：料理活動、レクリエーション、誕生会、健康湯

○令和7年度 内部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
4 月	倫理及び法令遵守に関する研修	全職員
5 月	虐待防止に関する研修	全職員
6 月	事故発生予防又はその再発防止に関する研修	全職員
7 月	感染症及び食中毒発生の予防及びまん延防止に関する研修	全職員
8 月	認知症に関する研修	全職員
9 月	プライバシー保護に関する研修	全職員
10 月	身体拘束廃止のための取組に関する研修	全職員
11 月	介護技術（気づきを高める）に関する研修	全職員
12 月	事故発生時、緊急時の対応に関する研修	全職員
1 月	接遇マナーに関する研修	全職員
2 月	業務改善計画（BCP）に関する研修	全職員
3 月	非常災害時の対応に関する研修	全職員
その他	BCP感染症訓練（手洗い、吐物処理）	全職員

※WEB研修 お茶の水ケアサービス学院、老施協主催研修使用

居宅介護支援事業所 事業計画

1 基本方針

要介護高齢者になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して生活するため、個々の高齢者の状況やその変化に応じた様々な居宅サービスを継続的に提供されるよう利用者の立場に立って円滑にサービス利用のお手伝いを行い、出来るだけご自宅で自立した生活を実現できるよう支援していきます。

また、ニセコ町地域包括支援センターと協力・連携しながら、介護予防の観点を重視し、要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に発見し対応できるように関係機関との連携を強化していきます。

2 基本計画

(1) 相談業務

利用者や家族等からの相談に対し、状況や変化に応じて介護・医療・保健サービスの紹介や調整を行い、住み慣れたご自宅で、できる限り安心して快適な生活が維持できるよう支援していきます。

新規の利用者や緊急な対応が必要な利用者に対し、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業所・病院・介護福祉施設との連携で早期に対応が出来るようにします。

(2) ケアマネジメント業務

要介護の認定を受けた本人に対し、本人と家族のご要望をお聞きして状態や変化に応じた様々なサービスが利用できるよう、本人・家族のニーズに合わせた提案を行い、自立支援に向けた居宅介護サービス計画を作成いたします。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援の認定を受けた本人に対し、本人と家族のご要望をお聞きし、必要な介護予防事業が利用でき、元気に住み慣れた自宅で生活が維持できるよう、自立支援に向けた介護予防プランを作成し、地域包括支援センターや関係機関と協力・連携しながら支援します。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業への協力

ニセコ町地域包括支援センターで進めていく日常生活支援総合事業に協力すると共に、調査訪問時等に制度や事業の周知を図ります。また、口腔ケア・筋力強化・食生活の改善等の助言を行い、介護予防の啓発に努めます。

す。

(5) 職員の資質の向上

介護支援専門員として、公正・中立な立場でご利用者様の様々な問題に対応できるよう、また要介護状態の悪化防止や介護予防についての適切な助言ができるよう、高齢者の自立支援の専門職としての技術や知識の向上に努めます。

- ① 認定調査員研修
- ② ケアマネジメントに関わる研修
- ③ 介護予防ケアマネジメントに関わる研修
- ④ 認知症に関わる研修

(6) 苦情相談窓口業務

利用者や家族からの苦情や意見を真摯に受け止め、福祉サービス全体がより一層向上できるよう関係機関との意見交換や調整を行い、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(7) 認知症高齢者とその家族への支援

2ヶ月に1回、俱知安厚生病院精神科医師等の協力を得て、認知症高齢者の介護経験のあるご家族様や現在認知症高齢者を介護されているご家族様を対象として学習会・交流会を開催し、在宅で介護を続けられているご家族様の支援を行っていきます。

3 年間研修計画

(1) 令和7年度 事業所外部研修

月日	研 修 内 容	対象職員
日時未定	主任介護支援専門員フォローアップ研修	本間、田中
	後志広域連合ケアマネジメント研修会	本間、田中
	介護予防マネジメント研修会	本間、田中
	高齢者虐待防止推進研修会（在宅編）	本間、田中

(2) 令和7年度 事業所内（WEB）研修

月	研 修 内 容	対象職員
4月	介護従事者の接遇に関する理解（S101）	全職員
5月	虐待防止／身体拘束防止（S166-5）	全職員

6 月	認知症及び認知症ケア (S108)	全職員
7 月	医療連携に必要な知識と技術① (S10-02)	全職員
8 月	医療連携に必要な知識と技術② (S10-03)	全職員
9 月	医療連携に必要な知識と技術③ (S10-04)	全職員
10 月	介護事業者のための災害・感染症 BCP セミナー(入門編) (S132)	全職員
11 月	感染症・食中毒の予防及び拡大防止の知識 (S107)	全職員
12 月	ケア従事者のためのハラスメント構造の理解とその対処法【ハラスメント構造の基本】 (S21)	全職員
1 月	介護予防の理解 (S97)	全職員
2 月	倫理・法令遵守 (S166-7)	全職員
3 月	プライバシーの保護・個人情報の取り扱いの理解 (S98)	全職員

ぐる～ぷほ～む きら里 事業計画

1 基本方針

(1) 私たちは一人一人の尊厳を第一にします

ここでいう「尊厳」とは、その方の思い、気持ち、考え、人として、個としての権利です。

(2) 私たちは、利用者と「共生」します

きら里での「共生」とは、職員と利用者は、同じ時間を共有し、共に人生の時間を過ごしています。「共に生きる」「共に支えあう」ことを大切にします。

(3) 私たちは、利用者一人ひとりの思いに寄り添い、尊厳を重んじ、その方の人生を支える介護を目指します。

きら里は、利用者が笑顔で安心して穏やかに暮らせる「みんな家」になることを目指します。

2 きら里のころえ

(1) 言葉遣いは、丁寧に相手を敬う姿勢を大切にします

利用者、家族、職員同士など、どのような関係でも相手を敬い、不快にならない言葉で会話することを大切にします。

(2) 会話は、相手の気持ちを聴く姿勢を大切にします

相手の目線に合わせ、相手の目を見て、お話しや訴えを傾聴する姿勢を大切にします。

(3) 関わり合いは、共感する姿勢を大切にします

言葉や会話だけでなく、傍に寄り添う、手をさする、同じものを見て感じる、一緒に作業をすることで、共感しあえる関係を大切にします。

(4) 個人を尊重する姿勢を大切にします

できること・できる力を大切にし、相手を信じて寄り添うこと、利用者様の思いや気持ちを尊重することを大切にします。

(5) 気持ちよい、心地よい空間を大切にします

利用者の生活空間に、職員同士の私語、大声、物音、足音など不必要な音を立てないようにする。落ち着ける環境を作ることを大切にします。

3 基本計画

(1) 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の高齢者が可能な限り住み慣れた地域の中で「その人らしい」人生が送れるように、24時間・365日、家庭的な環境の中で安心した生活ができるように支援します。

(2) 利用者の尊厳を遵守し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び生活リハビリを行う事により、その人の力に合わせた、その人らしい生活を営むことが出来るような場をつくります。

(3) 適切な認知症介護を提供することで、認知症になっても心身ともに健やかで心地よい生活が送れるように支援します。

(4) 地域住民との交流や連携を図ることで、地域の社会資源の一つとしての役割を持ち、よりよいまちづくりの為の発信基地となります。

4 介護計画

(1) 本人が自分らしい生活を送るための支援の仕方について、本人、家族と十分な話し合いを持ち、ホームでの生活が本人にとって安心できる生活が営める介護計画を計画作成担当者中心に作成します。

(2) 作成されたケアプランのもと、適切な支援を行うことで「その人らしさ」や「質の高い生活」「人間の尊厳」を守ります。そのためにケアスタッフのサービスの質の確保、向上を目指します。

(3) 職員が当ホームの理念に向けて専門性を持って働ける組織をつくります。

① グループホームの方針を実際のケアに活かすため全体会議、ユニット会議の充実を図ります。また、法令上定められた研修についてもこの

会議運営で行います。

- ② 認知症ケアの専門性やグループホーム運営に必要なより高い専門性を獲得するために、集合研修や個々の職員に必要とされる研修について計画化し実施します。
- ③ 職員間の報告、連絡、相談の連携を図り、確実なサービスが提供できるようにします。

(4) 法人内や他の事業所との連携を図り、利用者へのサービスをさらに広げるための協力体制を作ります。

- ① グループホーム地域運営推進会議は、事業者、家族代表者、地域代表者、地域包括等の方々をメンバーに事業所運営やサービス内容等を報告し、広くご意見をいただく機会です。また地域とともにあるグループホームの様々な活動に参加していただきながら、地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを進めていけるよう協力していきます。積極的に情報の発信を行い地域に信頼される事業所を目指します。
- ② 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。

(5) サービスの提供にあたっては、計画作成担当者がその内容について利用者とその家族に対して説明し同意を得て作成し、当該計画を作成した際には必ず交付します。

(6) 利用者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。

(7) 利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防を重視します。

(8) 福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取組み、サービスの質の向上に努めます。

5 今年度の重点課題

(1) 認知症の進行による身体機能の低下、重度化への対応

- ① 状況の変化時の速やかなアセスメント

- ② サービス、ケア内容の検討と調整
- ③ 身体機能に応じたケアの組み立て（ハード面を含む）
- ④ 主治医、家族との相談援助、連絡調整
- ⑤ 認知症の症状に対応する質の高いケアの習得（研修参加を含む）

（２）感染症の早期発見、早期対応、拡散防止、感染対策の見直し

- ① 館内環境の整備（室温・湿度・換気・衛生）
- ② 感染症発症時の早期予防対策
- ③ 感染症重度化の防止対策
- ④ 感染症拡散の防止対策

５ 年間研修計画

（１）令和７年度 外部研修

月	研 修 内 容	対象職員
未定	認知症基礎研修（e－ラーニング）	無資格者
	認知症実践者研修	介護職員

（２）令和７年度 内部研修

月	研 修 内 容	対象
４ 月	プライバシー保護に関する研修	
５ 月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する研修	全職員
６ 月	ハラスメント防止研修	
７ 月	感染症及び食中毒・予防に関する研修	
８ 月	事故発生予防・再発防止等安全対策に関する研修	
９ 月	緊急時対応・非常災害対応に関する研修	
１０月	介護職に必要な疫病等に関する研修	
１１月	倫理及び法令遵守に関する研修	
１２月	救命救急講習	
１ 月	認知症研修	
２ 月	業務改善計画（BCP）に関する研修	
その他	BCP 感染症訓練（手洗い、吐物処理）	

6 令和7年度 きら里年間行事計画

月	行 事 内 容
4 月	お誕生日会
5 月	こどもの日・母の日・お誕生日会
6 月	父の日・お誕生日会
7 月	開設記念祝い・花火大会・お誕生日会
8 月	七夕納涼祭・お誕生日会
9 月	敬老会・収穫祭・お誕生日会
10 月	紅葉ドライブ・お誕生日会
11 月	お誕生日会
12 月	クリスマス会・年越し・お誕生日会
1 月	お正月・新年会・お誕生日会
2 月	節分・お誕生日会
3 月	ひな祭り・お誕生日会

【地域行事への参加】

- ・ニセコ町幼児センターとの交流

【講習会】

地域向け講習会（ニセコ町役場、ニセコ福祉会居宅支援事業所開催）の参加